

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 9 日
高松地方裁判所民事部不動産執行係
裁判所書記官 清 水 智 文

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 30 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 11 月 6 日 午後 4 時 30 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 25 日 午後 1 時 30 分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 12 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 18 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 9 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までです。	

[illegible]

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 三豊市詫間町松崎字洲崎 |
| | 地 番 | 6 2 6 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 4 0 . 8 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 三豊市詫間町松崎字洲崎 6 2 6 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 6 2 6 番 5 |
| | 種 類 | 居宅・車庫 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 1 9 . 9 0 平方メートル
2 階 8 8 . 8 9 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 4 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 清 水 智 文

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

物件 2 建物共有者らが占有している。物件 2 建物共有者 A の占有権限は使用借権と認められる。

【物件番号 2】

本件共有者 亡 B 相続財産が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

北側及び西側について、隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 三豊市詫間町松崎字洲崎
地 番 6 2 6 番 5
地 目 宅地
地 積 2 4 0 . 8 9 平方メートル

所有者 亡B相続財産

2 所 在 三豊市詫間町松崎字洲崎 6 2 6 番地 5
家屋 番号 6 2 6 番 5
種 類 居宅・車庫
構 造 鉄筋コンクリート造鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 1 1 9 . 9 0 平方メートル
2 階 8 8 . 8 9 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 亡B相続財産 持分 2 分の 1



令和8年(ケ)第30号
令和8年5月13日受理
令和8年6月3日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 緒 方 慎 也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 三豊市詫間町松崎字洲崎
地 番 626番5
地 目 宅地
地 積 240.89平方メートル

所有者 亡B相続財産

2 所 在 三豊市詫間町松崎字洲崎626番地5
家屋 番号 626番5
種 類 居宅・車庫
構 造 鉄筋コンクリート造鋼板葺2階建
床 面 積 1階 119.90平方メートル
2階 88.89平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 亡B相続財産 持分2分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	香川県三豊市詫間町松崎626番地5		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☒ その他の者（物件2共有者A） 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している その他の者の占有権原については、「執行官の意見」のとおり ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 亡B相続財産清算人C ☐ その他の者 上記の者が本建物に家財道具等を残置し、空き家状態で管理、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼建物共有者)	1 私は、本件建物の共有者です。Bとは親族だったこともあり、本件土地の利用料についてのやりとりはありません。 2 本件建物には、私とBと子供が居住していましたが、私は、約15年前に本件建物から退去しました。退去後は、Bとほとんど連絡をしていないので、現在の本件建物の状況については知りません。 3 本件土地の南東端の街灯ポールについて、設置の経緯や所有者については知りません。亡Bの所有ではないと思います。定かではありませんが、本件建物を建てる時に既にあったと思います。
■ C (亡B相続財産清算人)	1 私は、亡B相続財産清算人です。 2 本件建物の鍵は、私が管理しています。現況調査には、私が立ち会いますので、鍵を持参します。 3 本件建物は、現在誰も居住しておらず、空き家の状態です。 4 本件建物は、太陽光発電パネルを設置しており、IHクッキングヒーターやエコキュートが設置されたいわゆるオール電化住宅になっています。なお、太陽光発電パネルのローンは保険により完済済みです。 5 その他、本件物件について、亡Bの親族から次のとおり聞いています。 (1) 太陽光発電システムは、故障しており利用できません。 (2) 近隣地(北側土地所有者)との境界に関するトラブルは聞いていません。 (3) 車庫について、利用していなかったため電動シャッターが作動するか分かりません。 (4) 雨漏り等の不具合は特になかったと思います。 (5) 本件土地周辺は下水道が整備されておらず、本件物件には、浄化槽を設置していると思いますが、水利組合等への利用料等の支払いはありません。 (6) 本件土地の南東端の街灯ポールについて、設置の経緯等は分かりません。なお、電気契約は、亡Bではないと思います。
■ 四国電力株式会社カスタマーセンター担当者	1 本件土地の南東端の街灯ポールについて、同ポールに表示されたお客様番号で管理している契約者はBではありません。これ以上の契約者に関する情報は回答できません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執行官の意見

■

- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。
- 2 三豊市役所及び香川県西讃土木事務所での調査によると、本件土地は都市計画区域内に存在し、東側を幅員約6.5mから7.5mの舗装県道（建築基準法42条2項道路）に、南側を幅員約4mから4.5mの舗装市道（建築基準法42条2項道路）にそれぞれ接道している。
- 3 物件1土地の範囲は、北側及び西側の境界を除き、現況上明らかである。14条1項地図が存在する。なお、西側隣地（627-1）は、西側にある共同墓地の駐車場等として利用されている。
- 4 物件1土地の南東端に街灯ポールが存在している。同柱に表示されたお客様番号を四国電力株式会社カスタマーセンターに照会したところ、契約者は、亡Bではなかった。
- 5 物件2建物については、経年（築後約20年経過）劣化が認められる。2階階段付近の上部壁面に汚れ等があるが、Cが亡Bの親族から聞いたところ、雨漏り等の不具合はなかったとのことである。
- 6 物件2建物は、太陽光発電パネルが設置されているいわゆるオール電化住宅であるが、Cが亡Bの親族から聞いたところ、現在故障しているとのことであった。なお、太陽光発電パネルのローンについては、保険により完済済みとのことである。
- 7 建物共有者Aの物件1土地の占有権原について、関係人の陳述等及び現況から、使用借権であると思料する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(々枚目)

(調査経過用)

調　査　の　経　過		
調　査　の　日　時	調　査　の　場　所　等	調　査　の　方　法　等
令和8年5月13日（水） 9：30－9：40	高松法務局	周辺土地調査等
令和8年5月13日（水） 13：00－13：20	当庁	相続財産清算人Cから聴取（電話）
令和8年5月14日（木） 11：45－12：15	物件所在地	接道外観等調査
令和8年5月14日（木） 13：10－13：30	三豊市役所	公法上の規制等調査
令和8年5月14日（木） 14：00－14：10	香川県西讃土木事務所	公法上の規制等調査
令和8年5月14日（木） 14：15－14：25	香川県広域水道企業団 西讃ブロック統括センター	給配水管等調査
令和8年5月14日（木） 14：40－14：50	高松法務局観音寺支局	周辺土地調査等
令和8年5月26日（火） 10：30－11：30	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行、Cから聴取
令和8年6月1日（月） 9：30－9：40	当庁	四国電力株式会社カスタマーセンター担当者から聴取（電話）
令和8年6月3日（水） 12：00－12：10	当庁	Aから聴取（電話）

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

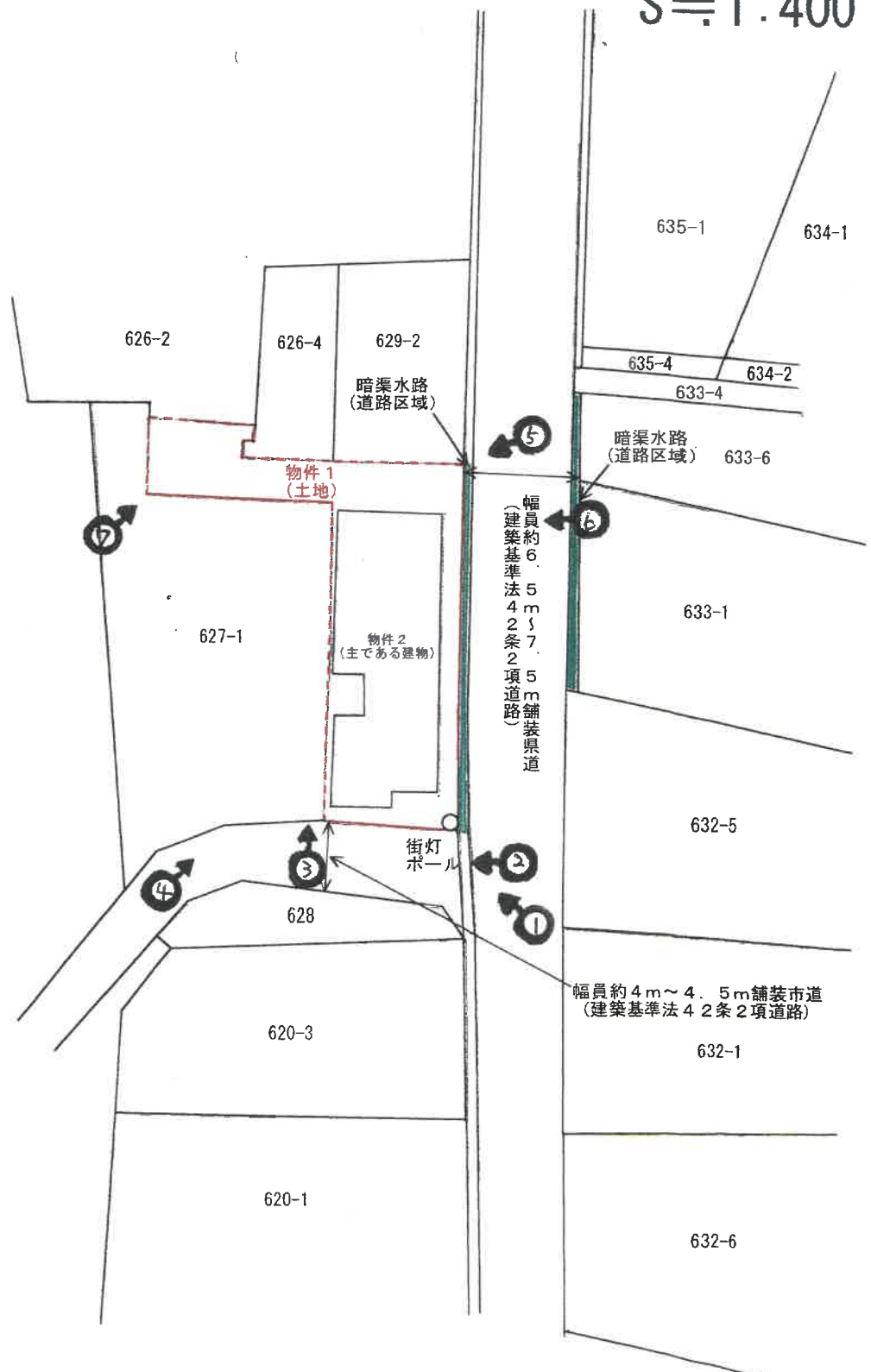
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

土地建物位置関係図 (概略図)



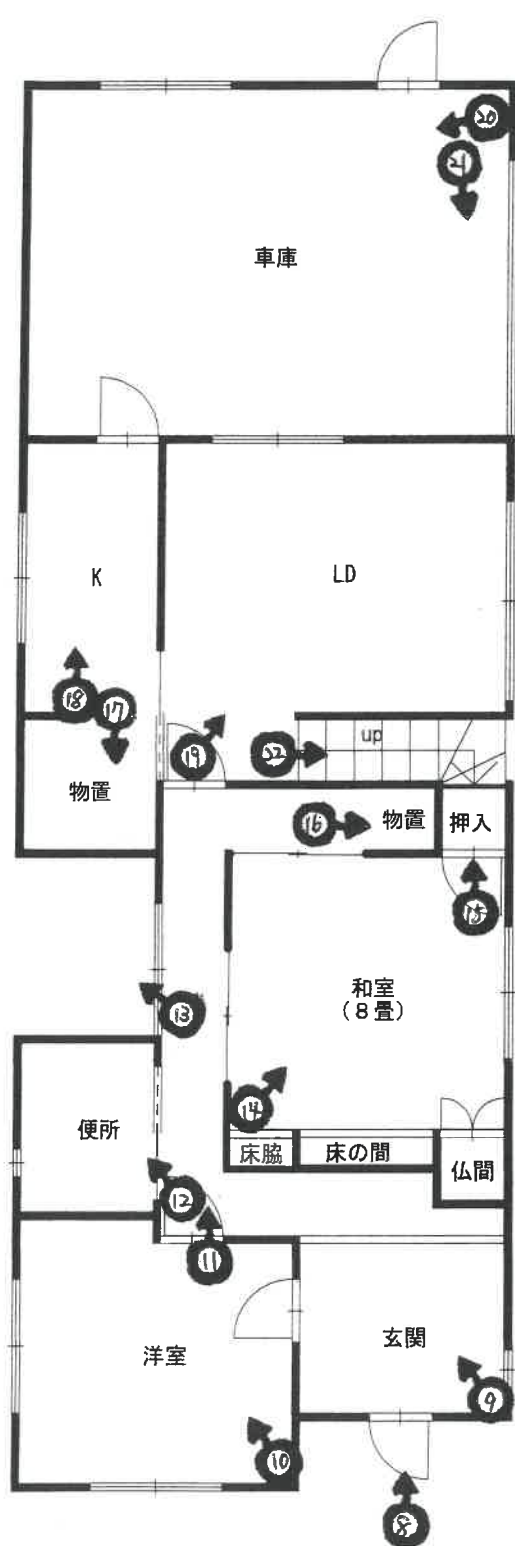
S ≒ 1:400



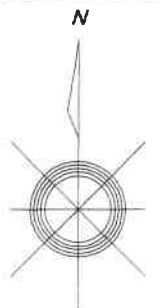
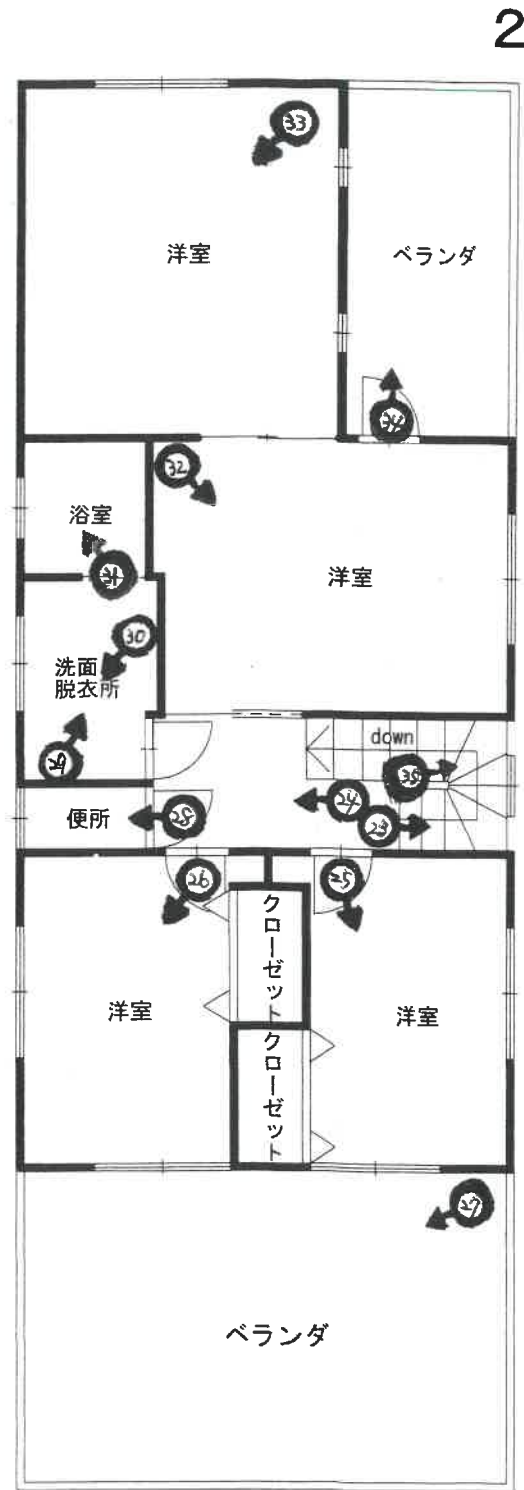
※概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
隣接地の地番は、現況及び公図等に基づいて記載している。

建物間取図 (概略図)

物件 2 (主である建物)



シャッター



※概略図であり、現況と相違する場合がある。

(ク 枚目)

1



本件物件の外観

2



本件物件南側の状況

3



本件物件西側の状況

4



本件物件西側隣接地からの状況

5



本件物件北東側の状況

6



本件物件北側の状況

7



本件物件北西側の状況

8



物件 2 玄関付近の状況

9



物件 2 玄関内の状況

1 0



物件 2 1 階洋室の状況

1 1



物件 2 1 階廊下の状況

1 2



物件2 1階便所の状況

1 3



物件2 1階中庭の状況

1 4



物件 2 1 階和室の状況

1 5



物件 2 1 階和室押入の状況

1 6



物件 2 1階廊下物置の状況

1 7



物件 2 キッチン側物置の状況

1 8



物件2 1階キッチンの状況

1 9



物件2 1階リビング・ダイニングの状況

20



物件2 1階車庫の状況

21



物件2 1階車庫シャッターの状況

2 2



物件 2 階段の状況

2 3



物件 2 階段の状況

2 4



物件 2 2階階段付近の状況

2 5



物件 2 2階南東側洋室の状況

2 6



物件 2 2階南西側洋室の状況

2 7



物件 2 2階南側ベランダの状況

28



物件2 2階便所の状況

29



物件2 2階洗面・脱衣所の状況

30



物件2 2階洗面所・脱衣所の状況

31



物件2 2階浴室の状況

3 2



物件 2 2階階段付近の北側洋室の状況

3 3



物件 2 2階北側洋室の状況

3 4



物件 2 2階北側ベランダの状況

3 5



物件 2 2階階段付近の上部壁面の状況

令和8年（ケ）第30号
令和8年5月26日現地調査
令和8年6月2日 評 価



高松地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
森 英起

第1 評価額

一 括 価 格	
金 7, 5 4 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 5 1 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 7, 0 3 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1 及び物件 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の土地の内訳価格は、物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	三豊市詫間町松崎字洲崎 626番5 宅地 240.89m ²	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	三豊市詫間町松崎字洲崎626番地5 626番5 居宅・車庫 鉄筋コンクリート造鋼板葺2階建 1階 119.90m ² 2階 88.89m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	・特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR予讃線「詫間」駅の南方約370m（直線距離） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	受命物件の存する近隣地域は三豊市詫間町の松崎地区に位置し、 県道沿いに旧来からの住宅を中心に形成されている地域である。当 該地域においては、300㎡前後の敷地に住宅としての使用を標準的 使用とする。需要は低調に推移しており、価格は下落基調で推移す るものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 用途指定なし 70% 200% － －
画 地 条 件	規 模 240.89㎡（公簿） 間 口 東側約24m 奥 行 約20m（北側最大） 形 状 不整形 地 勢 普通	
接面道路の状況	現況幅員約6.5m～7.5m舗装県道（汐木洲崎詫間線）にやや高く東面 （建築基準法42条2項道路） 現況幅員約4m～4.5m舗装市道（須花1号線）にほぼ等高に南面 （建築基準法42条2項道路） （何れも西讃土木事務所総務課建築指導担当調） 4m確保できていない部分があり、42条2項道路に指定されている とのことである。	
土地の利用状況 及び隣地の状況	物件2の敷地として利用されている。 隣接不動産の状況は、東側が県道を挟んで住宅・倉庫、西側が駐車 場等及び墓地、南側が市道を挟んで作業場、北側が雑種地（簡易物 置あり）として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 有り ガ ス 配 管 無し 下 水 道 無し	
特 記 事 項	・ 物件1土地の範囲は、北側及び西側の境界を除き、現況上明らか である。 ・ 南東側に街灯ポールが存在する。 ・ 土壌汚染については、登記等による地歴調査等によれば、その可	

特 記 事 項	能性は低いものと思料される。なお、土壌汚染の有無の詳細は専門調査機関による調査を要する。 ・埋蔵文化財については、三豊市生涯学習課での調査によると、本件土地自体には包蔵地の指定はないことを確認したので、当該要因については考慮外として評価する。 ・洪水・高潮・津波浸水想定区域に該当する(国土交通省が公開する「重ねるハザードマップ」参照)。
---------	---

以 下 余 白

2 建物の概況及び利用状況（物件２）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐用 年 数	建築年月日（登記記載） 平成１７年１２月１４日新築 経 過 年 数 新築から約２０年 経済的残存耐用年数 約１０年
仕 様	構 造 鉄筋コンクリート造 屋 根 鋼板葺 外 壁 コンクリート等 内 壁 ビニールクロス等 天 井 ビニールクロス等 床 カラーフローア、畳等 設 備 電気、排水設備等 その他 太陽光発電システム(蓄電池を含む)
床面積（現況）	1階119.90㎡、2階88.89㎡、合計208.79㎡である。
現況用途等	階 層 2階建 現況用途 住宅 間 取 り （建物間取図のとおり）
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	占有状況については、現況調査報告書のとおり。
特記事項	・経年劣化が見受けられる。なお、全体的にクロスの汚れが見受けられるほか、階段上の上部壁面に、上から垂れてきたようなシミが確認できた。関係人によると、雨漏り等の不具合はなかったとのことであるが、雨漏りの可能性は否定できないものと思料される。 ・オール電化住宅であるが、関係人によると、太陽光発電システムは故障しているとのことである。 ・対象建物については、吹付けアスベスト等が使用されている可能性は低いが、アスベスト含有建材(成形板・仕上塗材等)が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。 ・設備(太陽光発電システム以外)については、使用可能かどうかは不明である。

以 下 余 白

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	14,400	0.70	240.89	1.00	2,428,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 三豊-3

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $20,400 \text{ 円/㎡} \times 99.6/100 \times 100/100 \times 100/141 \div 14,400 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：……必要なし

◇地域格差：……画地条件（幅員等）-1%（0.99）、接近条件-5%（0.95）、環境条件+50%（1.50）
 $0.99 \times 0.95 \times 1.50 \div 1.41$

イ 個別格差：……画地条件（角地、形状、間口・奥行等）-22%（0.78）、環境条件-10%（0.90）
 $0.78 \times 0.90 \div 0.70$

ウ 地積：……登記数量による

エ 建付減価：……必要なし

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価 率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2（主である建物）	201,000	208.79	0.37	15,528,000

ウ 現価率

物件2（主である建物）

経過年数を約20年、経済的残存耐用年数を約10年とした定額法と観察減価法（必要なし）を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \left\{ 0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{10}{20 + 10} \right\} \times (1 - 0.00) \div 0.37$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	2,428,000	0.50	法定地上権	1,214,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を0.50と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,428,000	-1,214,000		0.70	0.60	510,000
2	15,528,000	+1,214,000	1.00	0.70	0.60	7,030,000
一括価格 (合計)						7,540,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：総額が嵩み市場参加者が限定されること、雨漏りの発生している可能性等を考慮して、市場性修正率を-30%(0.70)と査定した。

オ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等 (三豊-3)

所 在：三豊市詫間町松崎字山下66番49
 価 格：20,400円/㎡
 位 置：JR予讃線「詫間」駅の南東方約1.3km (道路距離)
 価 格 時 点：令和8年1月1日
 地 積：276㎡
 供給処理施設：水道
 接 面 街 路：南東側6m市道に接面
 用 途 指 定 等：非線引都市計画区域
 用途指定無し
 (建蔽率70%、容積率200%)
 地 域 の 概 要：中規模住宅が建ち並ぶ傾斜地の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

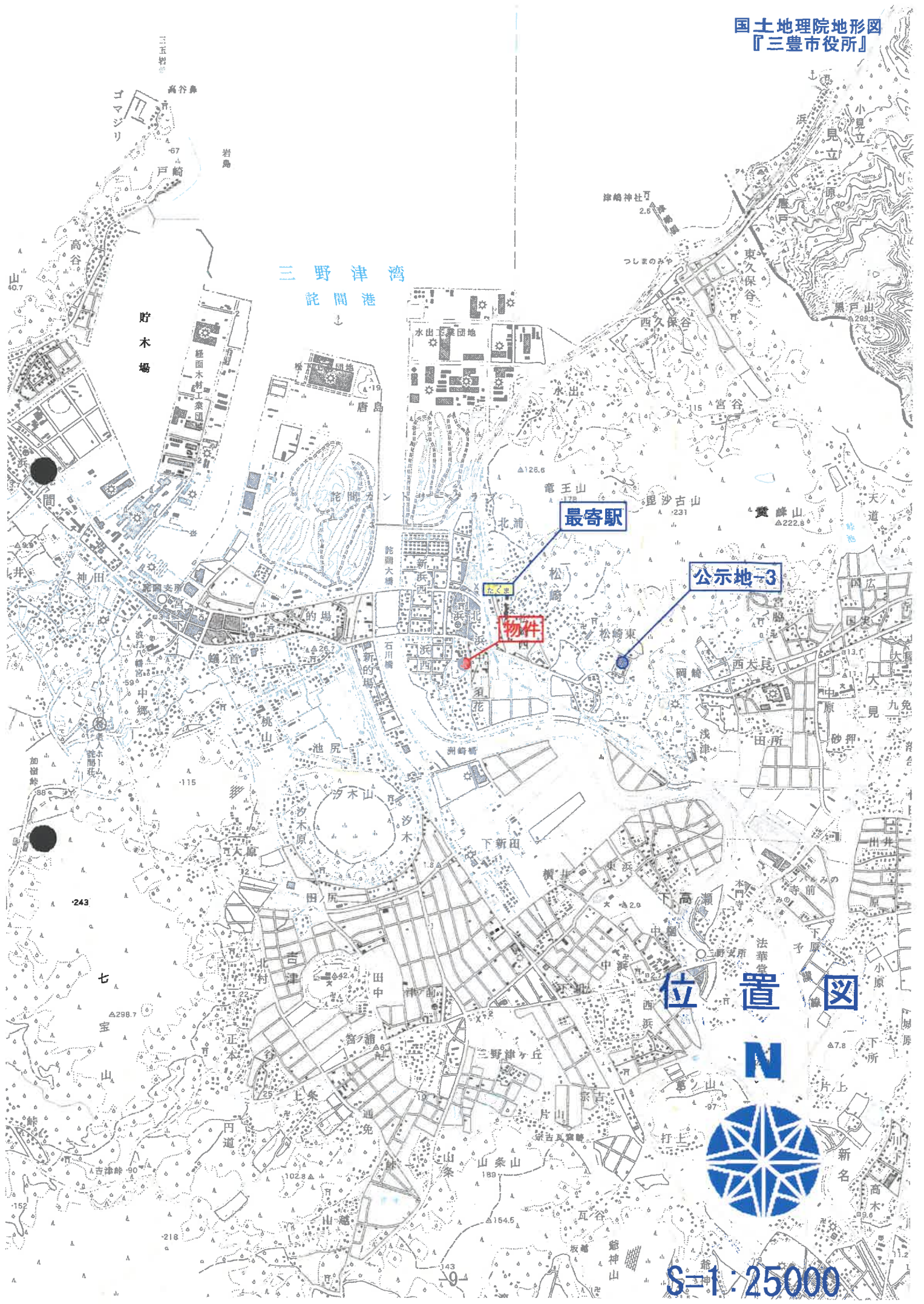
物件1	1,813,497円
物件2	14,512,273円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図

以 上



三豊湾
託閑港

最寄駅

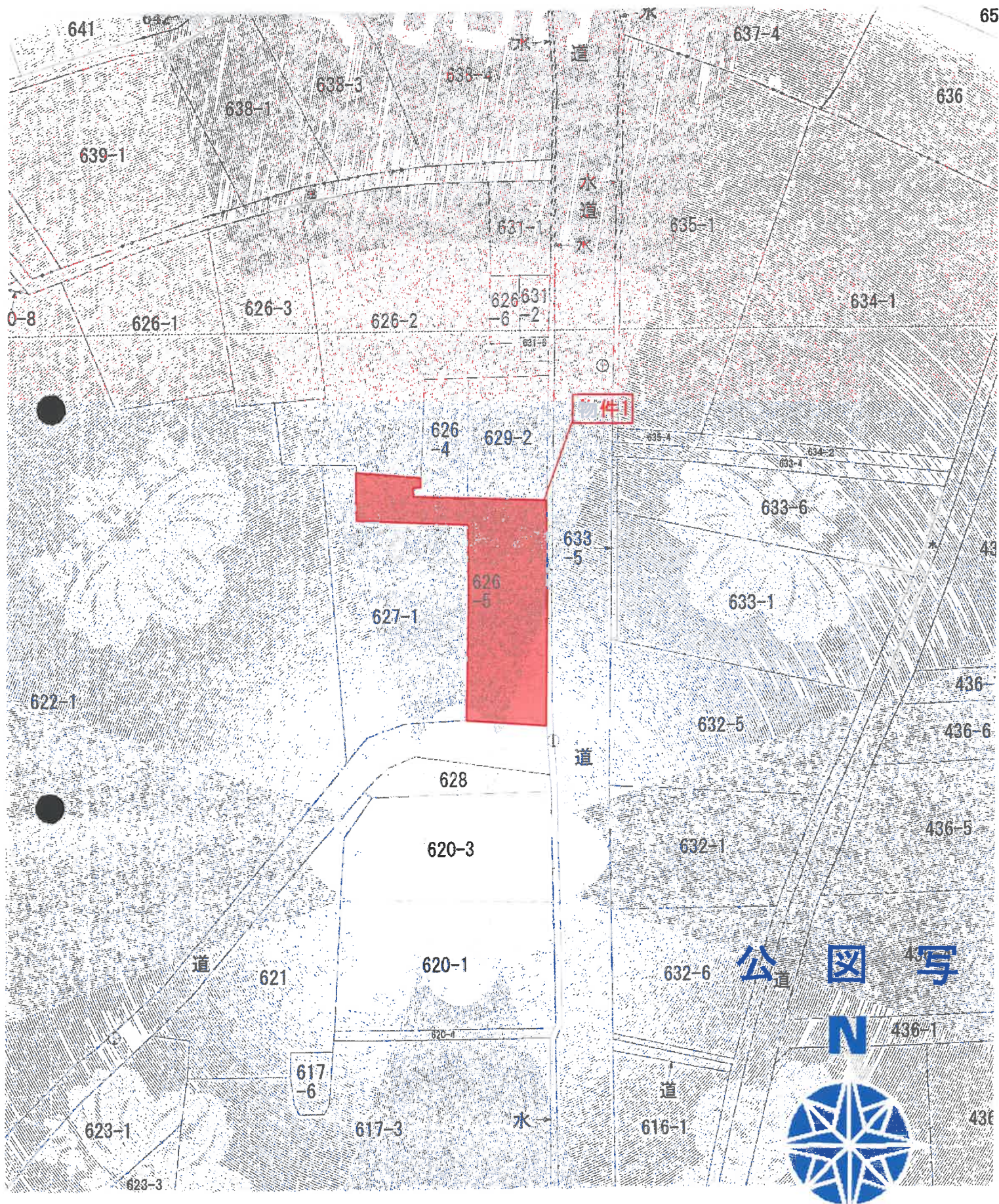
公示地-3

物件

位置図

N

S=1:25000



S=1:500

年月日：平成17年12月20日

各階平面図

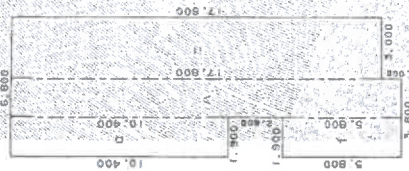
家屋番号 626番5

建物平面図

建物の所在 三疊北詰間町大字松崎字洲崎626番地5

(附属：第一四・五)

1階

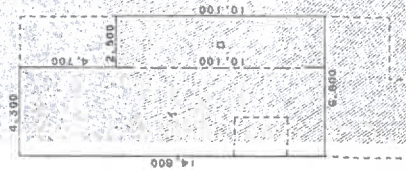


家賃額表

1	5,800 x 1,900 =	11,020,000
2	10,400 x 1,900 =	19,760,000
3	18,800 x 1,900 =	35,720,000
4	17,800 x 3,000 =	53,400,000

合計 119,900,000
床面積 119.90 m²

2階



家賃額表

1	14,800 x 4,300 =	63,640,000
2	10,100 x 2,500 =	25,250,000

合計 88,890,000
床面積 88.89 m²

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(香川県土地家屋調査士会用品)

平成17年12月20日

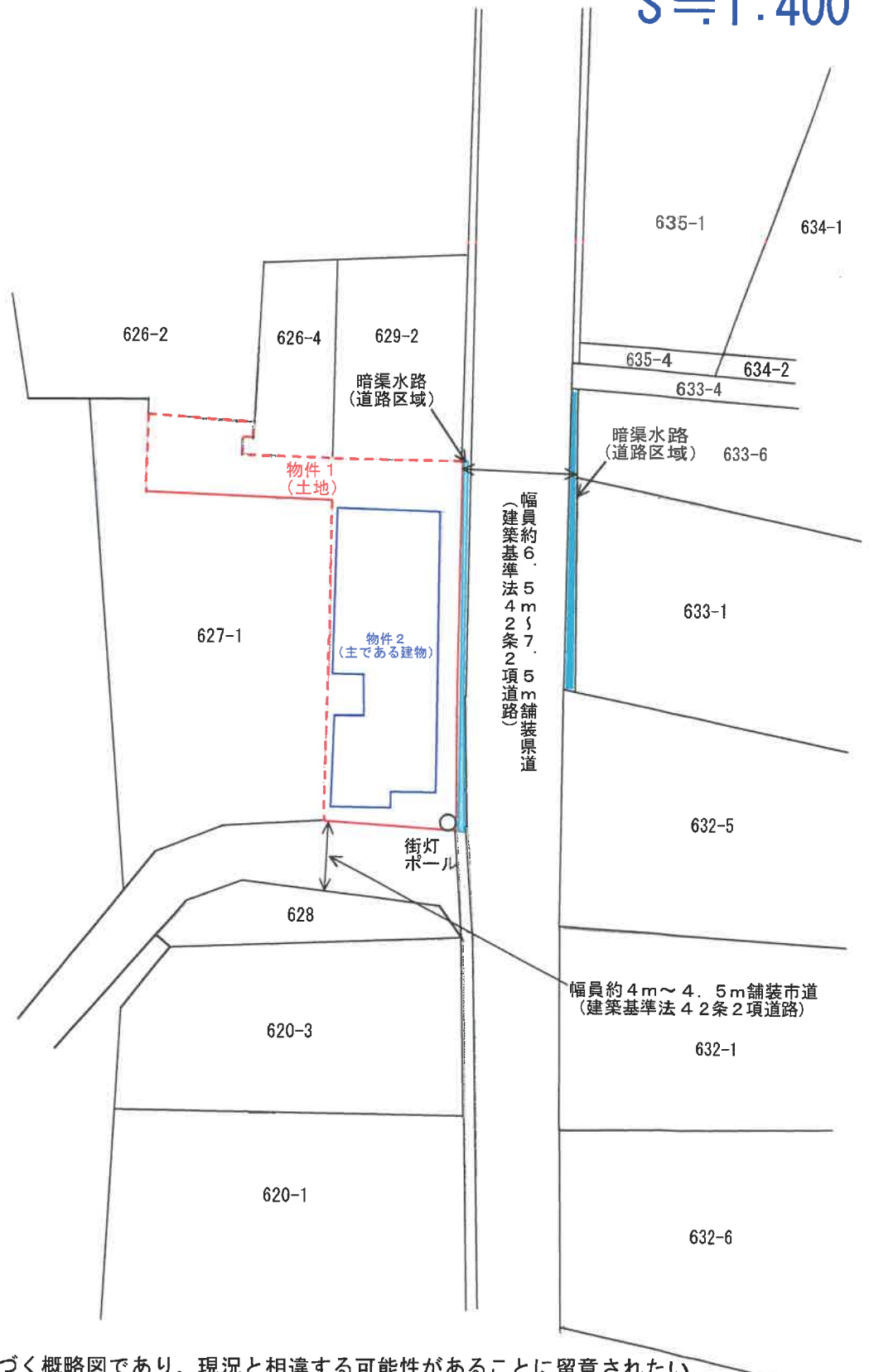
物件2

A3版を縮小

土地建物位置関係図 (概略図)



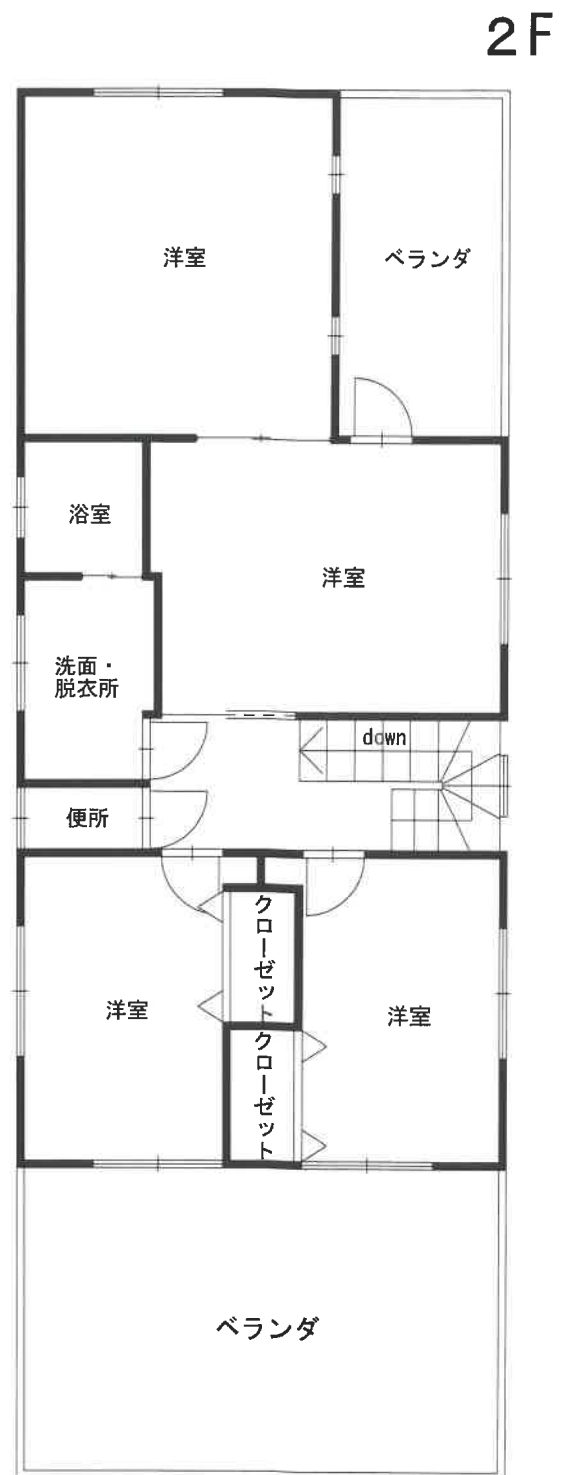
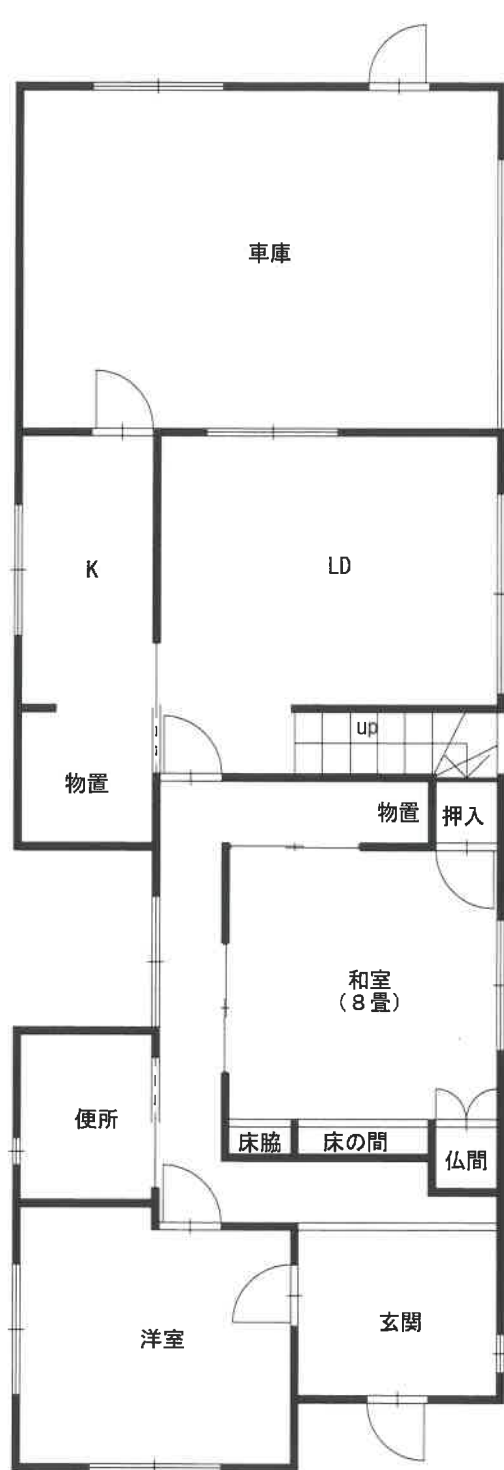
S ≒ 1:400



※概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
隣接地の地番は、現況及び公図等に基づいて記載している。

建物間取図 (概略図)

物件2 (主である建物)



※概略図であり、現況と相違する場合がある。

